

雇児発 0630 第 1 号

平成 29 年 6 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公印省略)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号。以下「改正法」という。）については、平成 29 年 3 月 31 日公布され、3 月 31 日付け厚生労働省発雇児 0331 第 14 号により、貴職あて通達されたところであるが、本日、改正法の施行に関して、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 66 号）及び「子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」（平成 29 年厚生労働省告示第 234 号）が公布又は告示され、改正法とともに平成 29 年 10 月 1 日から施行又は適用されることとなっている。

改正法による改正後の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）、上記省令による改正後の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）及び上記告示による改正後の「子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）等の内容について、標記通達の改正を別紙の新旧対照表のとおり行い、同日から適用することとしたので、その的確な施行に遺漏なきを期されたい。

○別添一覧

(別紙)

平成28年8月2日付け職発0802第1号、雇発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」新旧対照表

(参考資料)

平成28年8月2日付け職発0802第1号、雇発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」溶け込み版